

令和6年度 担い手確保・経営強化支援事業

～ 要望調査を開始します ～

要望調査期間： 令和6年12月5日～令和6年12月13日

(※要望調査期間経過後も、可能な限り、随時、要望は受け付けています。)

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入等を支援するとともに、令和6年度においては、地域計画の早期実現に向け、農地の引受け力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。



令和6年12月

厚真町産業経済課農業グループ ☎ 0145-27-2419

令和6年度の本事業は、「担い手確保・経営強化支援対策」と「地域農業構造転換支援対策」の2つの対策となります。

(1) 担い手確保・経営強化支援対策

「融資を活用するなどして経営発展に必要な農業用機械・施設等の導入等を行う助成対象者に対して、市町村が助成する事業」に要する経費を、国が都道府県を通じて補助するものです。

(2) 地域農業構造転換支援対策（新設）

「地域計画の早期実現を図るため、農地引受力の向上を図る際に必要な

- ① 農業用機械・施設等の導入等（融資不要）…「購入※」
- ② 農業用機械のリース導入…「リース導入」

を行う助成対象者に対して、市町村が助成する事業」に要する経費を、国が都道府県を通じて補助するものです。

※ この～要望調査の実施に当たって～においては、地域農業構造転換対策のうち農業用機械のリース導入以外を「購入」としています。

助成対象者は、**担い手確保・経営強化支援対策、地域農業構造転換支援対策の購入支援、地域農業構造転換支援対策のリース導入支援は、いずれか1つしか事業実施できません。**ただし、要望調査において**担い手確保・経営強化支援対策と地域農業構造転換支援対策の購入支援の組み合わせについてのみ併せて要望することが可能です。**仮に両方が配分対象となった場合にどちらで配分を希望するかは、要望する時点で明らかにしておいてください。

各ページのタイトルの色を、担い手確保・経営強化支援対策の内容のページは緑色、地域農業構造転換支援対策の内容ページは茶色、共通事項のページは紺色としています。



リース導入は、農業用機械に限ります（**施設のリース導入はできません。**）。



1 事業実施地区

事業実施地区は、原則として地域計画が策定されている地域と一致させてください。

- ※ 地域計画を策定していない地域にあっては、令和6年度中（担い手支援計画の承認年度）に策定が確実であると認められる必要があります。
- ※ 担い手への農地の集積・集約化に資する場合、複数の地域計画を併せて事業実施地区とすることも可能です。（社会・経済的、地縁的つながりを有するもの等であることが前提です。）

一つの地区に複数の担い手支援計画が存在することや、他の担い手関連事業と異なる地区設定となっていること等は適切ではありません。

担い手確保・経営強化支援対策は、昨年度から事業実施地区と助成対象者の要件が変更されています。



2 助成対象者

助成対象者は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、市町村が認める者です。

- ※ 過去に本事業及び類似事業（農地利用効率化等支援交付金等）を実施した者は、原則として目標年度に成果目標の達成（必須目標以外は概ね達成）、又は目標年度の次年度以降に成果目標の概ね達成が確認されており、特段の事情なく、現状値が過去の事業の実績を下回っていない等、過去の事業との整合が図られている場合に支援の対象となります。ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回ることが確実であると認められる場合は、この限りではありません。

3 対象となる事業内容等

- (1) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が農産物の輸出や規模拡大、燃油等の高騰や労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立などの、意欲的な取組による付加価値額の拡大等、農業経営の発展を図るために行う取組となります。

また、当該取組に要する経費は、農協、銀行等の融資を活用する必要があります。（市町村が認める者は、融資の活用は要件ではありません。）

- (2) 助成の対象となる取組は次のものです。

- ① 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得
- ② 農地等の改良又は造成

※ 地域農業構造転換支援対策と併せて実施することはできませんが、要望調査においては、地域農業構造転換支援対策の購入支援と併せて要望することが可能です。（再掲）

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上
- ・ 原則として、新品時の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下（中古機械等については、使用可能年数が2年以上のものであって一定の要件をみたすもの。）
- ・ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等の農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではない（ただし、以下の要件を全て満たすものはこの限りではありません。）
 - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること
 - ii 農業経営において真に必要であること
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること
- ・ 成果目標の達成に直接に関連するもの
- ・ 同種・同能力等のものの再度導入等（いわゆる単純更新）ではない
- ・ 園芸施設共済、農機具共済等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされる（耐用年数の期間、通年で加入等する必要があります。）
- ・ 「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」への準拠、A P I 連携環境の整備（トラクター、コンバイン、田植機を導入する場合）、飼養衛生管理基準の順守（家畜の増頭・農場の規模拡大を図る目的で機械等を導入等する場合）

導入等する機械等は、前提として、助成対象者が計画する経営規模等に照らして過剰な能力・規模ではないことが必要です。

また、認定計画や認定就農計画の経営改善等の方向性に合致していることが必要です。

農地改良や造成等
加入できる農業共済や
保険等がない場合、修
繕・再取得に向けた積
立を行うなど、被災に
備えた措置を行ってい
ただく必要があります。



4 配分上限額等

本対策の補助率は1／2（上限）です。助成対象者毎の配分上限は以下になります。

- ① 法人 : 3,000万円
- ② 法人以外の者 : 1,500万円
- ③ 市町村が認める者 : 100万円

5 成果目標

助成対象者は、導入した機械等を活用して目標年度（都道府県が計画を承認した年度の翌々年度）までにどのように目標達成していくか、そのための取組をどのように実施するか等を明らかにする必要があります。

その際に、成果目標として必須目標である付加価値額の拡大と、付加価値額の拡大以外で今後実施するとしてポイント化した取組の目標（選択目標）を設定する必要があります。

※ 必須目標は、前項「4 配分上限額等」の

①及び②の者は、目標年度までに「付加価値額の1割以上の拡大」

③の市町村が認める者は、目標年度までに「付加価値額の拡大」

を設定することとなります。

※ 成果目標の達成状況が低調な場合、事業実施主体である市町村は、助成対象者の成果目標の達成に向け、重点的な指導を行うこととなります。



今後の取組としてポイント化した場合は、**成果目標として必ず設定する必要があります。**

適切なポイント化、成果目標の設定に向け、助成対象者の今後の営農計画を十分に確認し、ご指導願います。

（妥当性を確認・検証等することなく設定することのないように、十分ご注意ください。）

1 事業実施地区

事業実施地区は、以下の（１）及び（２）を満たす「将来像が明確化された地域計画」である必要があります。
（地域計画を策定していない地域にあつては、令和６年度中（担い手支援計画の承認年度）に策定が確実であると認められる必要があります。）

【将来像が明確化された地域計画の基準】

- （１）地域計画における担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者）への将来の目標集積率が現状以上であつて、以下の（ア）又は（イ）を満たすこと。
 - （ア）目標集積率が８割以上
 - （イ）中間又は山間農業地域の場合は以下のa～cのいずれかを満たす（都府県に限る。）
 - a 現状の集積率が５割未満の場合は、目標集積率が６割以上
 - b " ５割以上６割未満の場合は、目標集積率が現状より１０ポイント以上増加
 - c " ６割以上の場合は、目標集積率が６割以上
- （２）地域計画における区域内の農用地等面積から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の１０年後における経営面積及び作業受託面積の合計を控除した面積の割合が、以下の（ア）又は（イ）を満たすこと。
 - （ア）都市的地域又は平地農業地域の場合は１割未満
 - （イ）中間又は山間農業地域の場合は２割未満

※ 農業地域類型は、統計情報の農業地域類型一覧表（令和５年３月２日改訂）の市町村単位としてください。ただし、市町村基本構想を鑑みて地域の実情に即していないと市町村が判断する場合は、農業地域類型における旧市町村を単位とすることができます。その際に、複数類型が存在する場合は、当該地域計画の区域における主たる（面積が一番大きい）地域類型としてください。

2 助成対象者

リース導入は、共同申請者である
リース事業者に助成金が支払われます。

助成対象者は、担い手確保・経営強化支援対策と同じく、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、市町村が認める者です。ただし、リース導入の場合はこれらの者とリース事業者が共同申請し、リース事業者に助成金が支払われることになります。



※ 担い手確保・経営強化支援対策と同じく、過去に本事業及び類似事業（農地利用効率化等支援交付金等）を実施した者は、原則として目標年度に成果目標の達成（必須目標以外は概ね達成）、又は目標年度の次年度以降に成果目標の概ね達成が確認されており、特段の事情なく、現状値が過去の事業の実績を下回っていない等、過去の事業との整合が図られている場合に支援の対象となります。

なお、目標年度の翌年度以降であつて、新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回ることが確実であると認められる場合は、この限りではありません。また、目標年度の翌年度以降であつて、地域農業構造転換支援対策で新たに設定する必須目標を達成すると認められる場合も、同様にこの限りではありません。

3 対象となる事業内容等

(1) 助成の対象となる事業内容は、地域計画の早期実現を後押しするため、地域農業の維持・発展に必要な担い手の農地引受力の向上を図る取組となります。

また、当該取組に融資の活用は要件となっておりません。

(2) 助成の対象となる取組は次のもので、担い手確保・経営強化支援対策とは違い、農産物の販売に必要な機械等は対象となりません。

- ① 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得
 - ② 農地等の改良又は造成
 - ③ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な農業用機械の導入
- …「購入」
…「リース導入」

※ 担い手確保・経営強化支援対策、地域農業構造転換支援対策の購入支援、地域農業構造転換支援対策のリース導入支援は、いずれか1つしか事業実施できませんが、要望調査においては、本対策の購入支援と担い手確保・経営強化支援対策を併せて要望することが可能です。（再掲）

※ 導入する機械等の基準は、担い手確保・経営強化支援対策と同じですが、中古農業用機械をリース導入する場合は、リース期間以上使用できるものとしてください。

(3) 農業用機械をリース導入する場合は、以下に留意してください。

- ・ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内
- ・ リース期間終了後に相当程度経営面積を拡大（成果目標から更に地区内で経営面積3割又は10ha以上拡大等）する目標が地域計画等で確認できること

本対策のリースは、いわゆるファイナンシャルリースと言われる全額支払いの形態に限りません。法定耐用年数に対し使用期間分の価格を支払う残価設定型のリース形態も対象となります。



リース導入する場合は、将来的に成果目標（後述）から更に規模拡大（地区内で経営面積3割又は10ha以上等）することが地域計画等で確認する必要があります。

4 配分上限額等

本対策の配分上限は、法人であるか否かを問わず1,500万円（市町村が認める者は100万円）です。また、補助率は以下のとおりです。

- ・「購入」： 3／10（上限）
- ・「リース導入」： 定額（リース物件購入価格（税抜き）の3／7（上限））
 - ※ リース期間が4年未満の場合は、リース物件購入価格（税抜き）
×（リース期間（1か月未満切り捨て）／7年間）×0.75が上限
 - ※ リース物件購入価格は、リースに係る全体額からリース諸費用（金利、保険料、消費税等）を除いた額

リース導入の助成は、農業用機械（耐用年数7年）の購入価格の3/7（**リース料の当初3か年分相当額**）を**初年度**に支払います。



5 成果目標

必須目標は「事業実施地区内における経営面積の3割又は4ha以上の拡大」です（市町村が認める者も同じ。）。その他の成果目標の基本的な考え方（目標年度は計画承認年度の翌々年度であること等）は、担い手確保・経営強化支援対策と同じです。

6 リースの手続き等

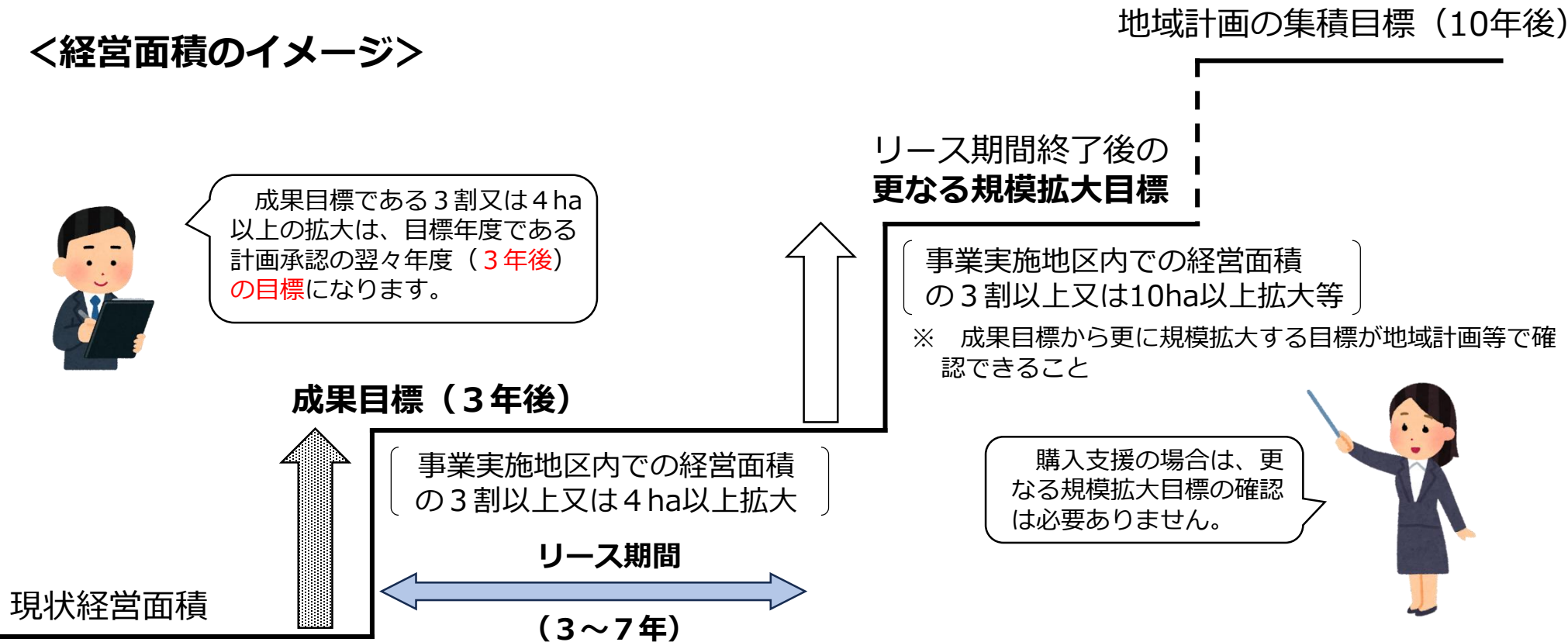
事業実施主体は、「リース物件購入価格＋リース諸費用」の低減に向けた取組として、助成対象者が複数のリース事業者の見積書（及びリース事業者の見積書に必要な複数の販売会社の見積書）を徴取するよう指導してください（要望調査時は1社で構いません。）。

なお、予算配分対象となった場合は見積合わせを行い、「リース物件購入価格＋リース諸費用」が最も安価な見積書を採用し、採用されたリース事業者と助成対象者からリース計画書（参考様式1及び2）の提出を受けてください。

また、リース契約に当たっては、助成対象者の必須目標が達成されない場合に、リース期間の延長等の適切な対応が可能となるよう配慮してください。

- 地域農業構造転換支援対策におけるリースは、地域計画等で将来地域の農地の集積が予定されている農業経営体において、現状から**短期間で規模拡大**を行い、リース期間終了後に**更なる規模拡大に取り組む経営体**を支援する仕組み
- リース導入は農業用機械に限り、**リース期間は3～7年（法定耐用年数）**の間で地域計画の実現に必要な期間を定めることができる

<経営面積のイメージ>



※成果目標が達成されない場合は、リース期間の延長等により取組を継続

- リース助成額は、導入しようとする農業用機械の**購入価格の3/7相当額**（リース料の当初3か年分）を**初年度に定額補助**
- 短期間で更なる規模拡大に取り組む場合は、**農業者の負担が軽減**される

<通常の7年リースの支援>

（リース期間7年）

地域計画の早期実現

成果目標（3年後）

更なる
規模拡大目標

リース期間（7年）

助成額（3/7相当）

<短期のリースで更なる規模拡大に取り組む場合>

（リース期間4年）

一段と早期に地域計画を実現

成果目標（3年後）

更なる
規模拡大目標

リース期間（4年）

助成額（3/7相当）

◆700万円のトラクターをリース導入する場合のモデル例

<リース期間7年：リース料700万円>

（万円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	計
助成額	300	-	-	-	-	-	-	300
農家負担	57	57	57	57	57	57	57	400

<リース期間4年：リース料400万円>

（万円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	計
助成額	300	-	-	-	300
農家負担	25	25	25	25	100

※ 農家の年ごとの負担額は、リース事業者との契約によるものであり、表は一例として均等に配分したもの。

【付加価値額について】

付加価値額とは、事業活動により生み出された価値を表すもので、農業収入から農業生産に投入された肥料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。具体的には、以下で算出します。

付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費（費用総額に含まれているものに限る。）

- ※ 付加価値額は、助成対象者の農業経営全体の額です。（助成対象者が農業及び農業関連事業以外の事業を行っている場合は、その事業の付加価値額は除きます。）
- ※ 部門や支店で区分経理が行われている場合は、区分経理されている範囲を経営全体として取り扱うことも可能です。
- ※ 家族経営や集落営農組織が法人化し、まだ決算期を迎えていない場合であって経営内容が同一である場合、法人化前の経営の付加価値額で算定します。
- ※ 収入総額には、原則として補助金収入を含みますが、就農準備資金・経営開始資金等は含めません。なお、補助金を収入に含めた場合に適切な目標設定や評価が困難になると事業実施主体が判断する場合は、除外することができます。

＜付加価値額の現状値について＞

- 現状の付加価値額は、令和5年度データで算出しますが、令和5年度データがない場合は、令和4年度データを使うこととなります。その場合、目標年度までが4年間となることから、例えば目標年度の付加価値額の拡大率は、以下で算出します。

$$\text{拡大率の補正值} = (\text{目標年度の付加価値額} - \text{令和4年度の付加価値額}) \div \text{令和4年度の付加価値額} \times 100 \times 3/4$$

- 現状の付加価値額が、収量変動や新型コロナウイルス感染症の影響、自然災害等による影響で大幅に（2割以上）変動していると認められる場合は、補正（農産物価格・収量を標準値に置き換える等）します。
- 令和6年の自然災害による被害（被災証明書により被害が証明できるものに限る。）により、当該被害の額が反映される会計年度の付加価値額が、令和5年度データに基づく現状の付加価値額より大幅に減少すると認められる場合は、減収額等を証する資料等に基づき、減少額の2割を限度に令和5年度データに基づく現状の付加価値額から減じた額とすることができます。

青色申告決算書（損益計算書）からの付加価値額の算出方法（例）（個人の場合）

損 益 計 算 書（自1月1日 至12月31日）

科目			金額(円)	科目			金額(円)	科目			金額(円)					
収 入 金 額	販 売 金 額		1	14,443,000		作業用衣料費		18	60,000		差 引 金 額 (7-35)		36	9,979,000		
	家事・事業消費		2	60,000		農業共済掛金		19	1,350,000							
	雑 収 入		3	12,300,000		減価償却費		20	3,938,000		各 種 引 当 金 ・ 繰 入 額 等	貸倒引当金		37		
	小計(1+2+3)		4	26,803,000		荷造運賃手数料		21	493,000					38		
	農産物の 棚卸高	期首	5			雇 人 費		22	365,000					39		
		期末	6			利子割引料		23	33,000			計		40	0	
計 (4-5+6)		7	26,803,000		地代・賃借料		24	1,672,000		専従者給与		41	3,760,000			
* * * * * * * * * * * *	租 税 公 課		8	520,000		土地改良費		25	83,000		繰 入 額 等	貸倒引当金		42		
	種 苗 費		9	705,000		研修費		26	146,000					43		
	素 畜 費		10	0		事務通信費		27	135,000					44		
	肥 料 費		11	2,445,000		委託費用		28	654,000			計		45	3,760,000	
	飼 料 費		12	0		固定資産除却額		29	196,000		青色申告特別控除前の 所得金額 (36+40-45)		46	6,219,000		
	農 具 費		13	134,000		雑 費		30	600,000		青色申告特別控除額		47	650,000		
	農薬・衛生費		14	122,000		小 計		31	16,823,000		所得金額 (46-47)		48	5,569,000		
	諸 材 料 費	15	380,000		農産物以外 の棚卸高	期首	32	112,000		48のうち、肉用牛について特 例の適用を受ける金額						
						期末	33	81,000								
	修 繕 費		16	1,404,000		経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用		34	30,000							
	動力光熱費		17	1,388,000		計(31+32-33-34)		35	16,824,000							

(A)	収入総額	26,803,000円
(B)	費用総額	16,824,000円
(C)	人件費	365,000円

※ 収入総額に雑収入のうち農業外収入は含めない（補助金収入は含む。）。

付加価値額

$$A - B + C$$

$$= 26,803,000 - 16,824,000$$

$$+ 365,000$$

$$= \underline{\underline{10,344,000 \text{ 円}}}$$

※ 青色申告をしていない場合は、帳簿や伝票等を用いて、青色申告決算書に該当する科目の金額を求め、算出する。

損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費内訳書からの付加価値額の算出方法（例）（法人の場合）

損益計算書

（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
【売上高】		
野菜売上高	96,615,000	
加工品売上高	20,330,000	
売上高合計	116,945,000	
【売上原価】		
当期商品仕入高	5,136,000	
期末商品棚卸高	585,000	
商品売上原価		4,551,000
期首製品棚卸高	1,031,000	
当期製品製造原価	73,644,000	
合計	74,675,000	
期末製品棚卸高	1,223,000	
製品売上原価		73,452,000
売上原価	78,003,000	
売上総利益		38,942,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計	33,886,000	
営業利益		5,056,000
【営業外収益】		
受取利息	500	
受取配当金	1,700	
雑収入（うち補助金）	1,540,000(1,000,000)	
営業外収益合計		1,542,200
【営業外費用】		
雑損失	3,000	
：	：	：
：	：	：

製造原価報告書

（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
【材料費】		
期首材料棚卸高	1,107,600	
材料仕入	28,987,000	
合計	30,094,600	
期末材料棚卸高	1,439,000	
材料費合計		28,655,600
【労務費】		
賃金	12,162,600	
賞与	1,803,000	
法定福利費	2,554,000	
福利厚生費	180,400	
労務費合計		16,700,000
：	：	：
当期製品製造原価		74,675,000

販売費及び一般管理費内訳書

（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
役員報酬	1,600,000	
給料手当	2,700,000	
賞与	527,000	
法定福利費	831,800	
福利厚生費	343,800	
広告宣伝費	974,000	
：	：	
販売費及び一般管理費合計		33,886,000

(A)	収入総額	117,945,000円
(B)	費用総額	111,889,000円
(C)	人件費	22,702,600円

※ 収入総額には農業外収入は含めない。ただし、補助金収入は収入総額に含めることから、営業外収益に補助金収入が計上されている場合は、収入総額に含める。

付加価値額

$$\begin{aligned}
 & \mathbf{A - B + C} \\
 & = 117,945,000 - 111,889,000 \\
 & \quad + 22,702,600 \\
 & = \mathbf{28,758,600円}
 \end{aligned}$$

Ⅲ 作物、品目、品種区分等の運用

本事業における配分基準表の「新品種の導入」「経営の複合化」「品目転換」の適用に当たっては、下表を踏まえ、次によりご対応願います。

- 新品種の導入（配分基準表③）…助成対象者にとって新しく、地域でありふれていない品種の導入
（例）コシヒカリ単作→コシヒカリ+だて正夢（宮城県新品種）、コシヒカリ単作→コシヒカリ+カリフローレ（カリフラワールの品種）等
- 経営の複合化（配分基準表④ア）…区分欄の土地利用型作物、園芸作物、畜産を組み合わせた経営
（例）土地利用型作物→土地利用型作物+園芸作物 等
- 品目転換（配分基準表④イ）…品目欄の間の転換
（例）米→野菜、米→麦、野菜→果樹 等

区分	品 目	品 種 例
土地利用型作物	米	コシヒカリ
		だて正夢
	麦類（小麦、大麦等）	ゆめちから
		さとのそら
		はるしずく
		とちのいぶき
	雑穀（アワ、ヒエ等）	…
	芋類（サツマイモ、ジャガイモ等）	コガネセンガン
		ベニアズマ
		キタアカリ
	豆類（大豆、小豆等）	とよまさり
		フクユタカ
	工芸農作物（なたね、そば等）	…

区分	品 目	品 種 例
（労働集約型作物） 園芸作物	野菜（キャベツ、カリフラワー等）	はるなぎエース
		カリフローレ
	果樹（りんご、みかん等）	ふじ
		ジョナゴールド 青島温州
畜産	花き（キク、ユリ等）	精はるまち 精雲
	酪農	…
	繁殖牛	…
	肥育牛	…
	養豚	…
	採卵養鶏	…
	ブロイラー養鶏	…

注1：本表は、経営発展や複合化の推進等を見据えて本事業として区分したものであり、一般的な区分と異なる取扱いもあります。

注2：品目や品種等のすべてを網羅したものではありません。ここにはない品目・品種等は、本表から類推して判断してください。

Ⅳ 優先枠について（担い手対策のみ）

優先枠は以下の（１）と（２）の２つあり、それぞれの優先枠の助成対象者の事業費全体を優先枠の対象とします。

（１）「省力化農業転換優先枠」

- 事業費の2分の1を超える額を、生産方式革新実施計画の活動に関連する機械等（対象機械等及びその関連機械等）の導入に充てる助成対象者、次に事業費の2分の1を超える額を、省力化農業の推進に必要な機械等（35 ページ参照）（対象機械等及びその関連機械等）の導入に充てる助成対象者が対象となります。
- 該当する生産方式革新実施計画、省力化農業への推進に必要な機械等と一体的に利用するなどする場合は省力化農業機械等導入計画を添付し、省力化農業機械等導入計画は都道府県を通じて地方農政局等と協議してください。

（２）「みどり農業推進優先枠」

- 事業費の2分の1を超える額を、環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画を含む）の活動に関連する機械等（対象機械等及びその関連機械等）又は化石燃料使用量の15%以上の削減若しくは化学肥料使用量の20%以上の削減を図る機械等（対象機械等及びその関連機械等）の導入に充てる助成対象者が対象となります。
- 該当する環境負荷低減事業活動実施計画、化石燃料使用量の15%以上の削減又は化学肥料使用量の20%以上の削減を図る機械等及びそれと一体的に利用するなどする場合は化石燃料・化学肥料使用量削減計画を添付し、化石燃料・化学肥料使用量削減計画は都道府県を通じて地方農政局等と協議してください。

参考様式

省力化農業機械等導入計画

助成対象者名称	
(農) ○○○	

1 省力化農業の取組方針

記号	取 組 方 針
A	自動運転が可能なロボットトラクターを導入して既存トラクターと併せて使用し、荒耕起作業と耕うん作業を同時に行うことにより省力化を図る。

2 省力化農業転換に係る機械等

記号	No.	導入機械等	構造規模	台数	機械等の種類
A	3	ロボットトラクター（無人運転）	104PS	1	①農業用機械の自動操舵システム
A	4	トラクター用アタッチメント ディスクハロー	作業幅 3,000mm	1	ロボットトラクター関連機械
A	5	農機具格納庫	軽量鉄骨 平屋建 (50㎡)	1	ロボットトラクター関連機械

(注) 1 記号欄は、一体的に利用等する省力化農業機械等と関連機械等に同一の記号等を記載すること。
2 「No.」欄から「台数」欄は、個別経営体調査書(別紙様式1別添1)のⅢの事業内容等に基づき、記載すること。(個別経営体調査書のⅢの事業内容等に、省力化農業機械等導入計画に関連しない機械等も併せて記載している場合は、関連する機械等のみを記載すること)
3 機械等の種類欄には、対象となる機械等の種類又はその関連機械である旨を記載すること。

参考様式

化石燃料・化学肥料使用量削減計画

助成対象者名称					
(農) ○○○					

1 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図る取組

区分		現状使用量	(時点)	目標年度使用量 (計画)	削減率
1	化石燃料使用量の15%以上の削減	64L	(R5)	54L	15.6%
2	化学肥料使用量の20%以上の削減	300kg	(R5)	220kg	26.6%

2 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図るために導入する機械等

区分	No.	導入機械等	構造規模	台数	削減に向けた取組内容	根拠資料等
化石燃料使用量の15%以上の削減	3	低燃費田植機	6条植え	1	低燃費田植機の導入。	メーカーカタログ「乗用田植機 YR6D」
化学肥料使用量の20%以上の削減	5	可変施肥ハイクリブーム	散布幅15m 散布量100L/min	1	可変施肥マップにより、場所ごとに適切な量の肥料を散布。	可変施肥のマニュアル(〇〇 営農支援センター資料)
化学肥料使用量の20%以上の削減	6	農業用ドローン	バッテリー容量 29000 mAh	1	土壌の窒素肥沃度、作物の生育状況のセンシングを実施し、ほ場の可変施肥マップを作成。除草剤や肥料のピンポイントでの散布を実施。	可変施肥ハイクリブームの活用のために必要な機械

(注) 1 区分欄は、取組の区分を「化石燃料使用量の15%以上の削減」、「化学肥料使用量の20%以上の削減」の別で記載すること。
2 「No.」欄から「台数」欄は、個別経営体調査書(別紙様式1別添1)のⅢの事業内容等に基づき、記載すること。(個別経営体調査書のⅢの事業内容等に、本削減計画に関連しない機械等も併せて記載している場合は、関連する機械等のみを記載すること。)
3 根拠資料及び関係資料を添付すること。

1

【省力化農業の推進に必要な機械等】

省力化農業の推進に必要な機械等は、下記のロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）等の先端技術を活用した機械等（労働力不足の解消、農産物の価値向上等の農業経営上の課題への対応に資することが確実と見込まれるものに限る。）が対象となります。（省力化農業転換優先枠は、これらの他、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画に関連する機械等も対象です。）

対象となる機械等の種類	概 要
① 農業用機械の自動操舵システム	・ ＧＰＳ等の活用により、農業用機械の直進部分の操舵を自動で行うシステム ・ 自動操舵システムを内蔵した農業用機械やＲＴＫ－ＧＰＳ基地局を含む
② 土壌センサー搭載型可変施肥田植機	・ 土壌肥沃度等のセンサーを搭載し、肥沃度に応じて施肥量を自動で調節する機能を有する田植機。
③ 農薬散布等用無人航空機（マルチコプターを含む）	・ 農薬・肥料等の空中散布や作物の生育状況等のセンシングを行う無人航空機 ・ マルチコプター（いわゆるドローン）を含む
④ 自動収穫・選果作業機	・ ロボット技術（センサー、知能・制御系、駆動系の３つの要素技術を有する知能化した機械システム。以下同じ。）の活用により、収穫又は選果を自動で行う機械
⑤ 水田の高度水管理システム	・ 水田において、水位、水温等のセンサーで得られた情報を基に、給排水栓等の制御をICTを活用して遠隔操作又は自動で行うシステム
⑥ 施設園芸の高度環境制御システム	・ 園芸施設において、温度、湿度、日射量、ＣＯ２等のセンサーで得られた複数の情報を基に、暖房機や天窓、カーテン、循環扇等の複数の環境制御機器の制御をＩＣＴを活用して遠隔操作又は自動で行うシステム
⑦ ほ場環境等に応じた生産管理最適化システム	・ ほ場環境（温度、湿度、日照量等）、土壌状態（水位、肥沃度等）、作物の生育状況等のセンサーで得られた複数の情報を基に、ＩＣＴを活用して最適な生産管理を可能とするシステム ・ システムからの情報に応じて、施肥量等を自動で調節する機能を有する農業用機械を含む
⑧ 牛個体管理システム	・ センシング技術、画像処理技術等の活用により、牛個体の発情、健康状態等を計測し、その計測データに応じた管理を可能とするシステム
⑨ 都道府県特認機械等（その他）	・ ロボット技術やＩＣＴ等の先端技術を活用した新たな農業用機械等であって、労働力不足の解消や生産性の向上、農産物の高付加価値化等の農業経営上の課題への対応に資するものとして都道府県が特に必要と判断するもの（都道府県は、判断の際に地方農政局等と協議すること）

※ 電動アシストスーツについては、（１）農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること、（２）農業経営において真に必要なこと、（３）導入後の適正利用が確認できるものであることの要件を全て満たす場合は、「⑨都道府県特認機械等（その他）」の対象に含まれます。

【みどり農業推進優先枠の対象となる機械等】

みどり農業推進優先枠は、以下の（１）又は（２）に該当する機械等が対象です。

（１）**みどりの食料システム法**に基づき、**環境負荷低減事業活動実施計画**又は**特定環境負荷低減事業活動実施計画**の活動に関連する機械等

下記の環境負荷低減事業活動に関連する機械等

- ① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動（有機農業の取組を含む。）
- ② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
- ③ 別途、農林水産大臣が定める事業活動
 - ・ 水耕栽培における化学肥料・化学農薬使用低減・環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
 - ・ バイオ炭の農地への施用・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動

※ 特定環境負荷低減事業活動は、地域の関係者が一体となって特定区域の区域内で行われる事業活動

（２）**化石燃料使用量の15%以上の削減**又は**化学肥料使用量の20%以上の削減**を図る機械等

取組内容	対象となる機械等の例
化石燃料を15%以上削減	・ 木質バイオマスボイラー
	・ 燃油暖房機とヒートポンプの併用
	・ 電動草刈機
	・ 水田水管理省力化システム
	・ GNSS自動操舵システム
化学肥料を20%以上削減	・ マニュアルプレッダ（堆肥散布機）
	・ 土壌センサ搭載型可変施肥田植機
	・ ハウス栽培における自動かん水システム
	・ 局所施肥ドローン

Ⅶ 助成対象者の遵守事項

助成対象者（農業者）は、助成事業の実施に際して、以下の事項を遵守する必要がありますので、予めご承知おきください。

指導時期	指導事項
計画承認前	農作業安全対策を講じること
	経営発展に向けた取組が円滑に進展するよう、支援機関を積極的に活用するよう努めること
	農業版ＢＣＰ（事業継続計画）を策定するよう努めること
	青色申告を実施するよう努めること
	環境負荷低減チェックシートの取組を実施すること
事業着工前	個別経営体調書等の記載事項に即して、適切に機械等の導入等を行うこと
	事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき着工すること ※市町村等交付規則に交付決定前着工の規定がある場合 緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業を実施するときは、交付決定前着工届を提出すること。なお、交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから必要最小限の範囲内で着工し、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知すること。
	機械等の導入に当たっては、中古機械等を含め、一般競争入札、複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費（リース導入の場合は事業費にリース諸費用を加えた額）の低減に向けた取組を行うこと
着工後	事業に着工した場合には、着工届を提出すること
	園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等に参加すること （加入期間：通年かつ処分制限期間満了まで）

指導時期	指導事項
事業完了後	事業を完了した場合には、しゅん工届を提出すること
	法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間（リース導入の場合はリース期間）に準じ処分制限期間を設定すること
	財産管理台帳を備え置くこと
	導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を作成し、整備保存すること
	機械等の管理運営日誌又は利用簿等を少なくとも年に一度提出すること また、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、適切に管理運営すること
達成状況の報告	成果目標の達成状況を青色申告決算書、損益計算書等の根拠資料等を添付して報告すること
	成果目標の報告と併せて、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを証する書類を提出すること
事業終了後	事業終了年度の翌年度から起算して5年間、事業の実施に係る関係書類等（事業実施要綱別記の第6参照）を整理保存すること
	農業共済その他の農業関係の保険へ積極的に加入するように努めること
処分制限期間内	導入等した機械等に係る管理規程や財産管理台帳、管理運営日誌又は利用簿等の管理関係書類を整理保存すること
	導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行うときは、あらかじめ事業実施主体へに報告すること
	助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行うこと
	天災その他の災害による被害を受けたときは、直ちに報告すること

注 1 「指導時期」は目安として記載したものです。
2 赤字の指導事項は、会計検査院の指摘等を踏まえた特に配慮すべき指導事項です。

令和6年度の本事業の実施を希望する場合、

- 配分基準表に掲げるポイント項目の適合関係を確認等するため、各項目の内容に該当することを証する書類等（営農計画書等）
- 導入等しようとする機械等の規模等が、適正であることを確認できる書類（導入機械カタログ、営農計画書等）
- 融資を受けようとする金融機関の名称

等をご提示いただくとともに、それら資料に基づき打ち合わせをさせていただく場合もありますので、ご協力方、よろしくお願い致します。

厚真町においては、ご提出いただいた資料や打合せ内容等を踏まえ、適切な計画であると認められる場合、ご提示いただいた内容で計画を作成し、北海道を通じて、国に要望を提出します。

なお、全国の要望額が予算額を上回る場合、農業者の皆様の取組・計画や地区の取組のポイントの高い方から採択されることとなりますので、あらかじめご了承ください。

本事業は、国の補正予算を原資として実施するものです。

速やかな執行が求められており、**採択が決定した場合は、令和6年12月中に機械等導入計画書（担い手確保・経営強化支援計画書個別経営体調書）を取りまとめること**としていますので、あらかじめご了承くださいのうえ、必要に応じて、資料の準備方よろしくお願い致します。（必要となる資料は、同調書に記入する内容を証する書類等であり、詳細はお問い合わせください。）